

綾川町都市計画審議会条例

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、綾川町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 4 人以内
 - (2) 町議会の議員 4 人以内
 - (3) 関係行政機関の職員 1 人
- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる委員がその身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に招集される審議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成20年3月19日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

綾川町都市計画審議会運営規則

(趣旨)

第1条 綾川町都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営については、綾川町都市計画審議会条例(平成18年綾川町条例第126号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、会議の3日前までに会議の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、通知期限を短縮することができる。

(欠席)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届けなければならない。

(会議の非公開)

第4条 審議会の会議は、原則として非公開とする。ただし、会長の承認を得た者は傍聴することができる。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、審議上必要と認めるときは、審議会に諮り委員以外の者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会及び延会の年月日、時刻並びに場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の氏名
- (4) 議題になった案件及びその内容
- (5) 議事の内容

3 議事録は、議長及び出席した委員のうち議長が指名した委員2人が署名するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。